

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス
(左記略ス)

重要事業場勞務管理令施行規則の公布

昭和十七年二月二十八日付官報を以て公布せられた重要事業場勞務管理令施行規則を掲ぐれば以下の如くである。

重要事業場勞務管理令施行規則

(昭和十七年二月二十八日厚生省令第十號)

第一條 重要事業場勞務管理令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ指定シタル重要事業場(以下重要事業場ト稱ス)ノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ其ノ重要事業場ニ付令第二條ノ指定アリタル日ヨリ二十日以内ニ令第四條第一項及第十條第一項ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第二條 從業規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ鐵道營業法第二十條及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クベキ事項竝ニ地方鐵道係員職制及軌道係員規程ニ定ムル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 從業者ノ身分、職務及指揮監督ニ關スル事項
- 二 始業及終業ノ時刻、休憩時間、休日竝ニ交替制ニ於ケル就業轉換ニ關スル事項
- 三 早出、殘業及宿直ニ關スル事項
- 四 入場、退場、遅刻及早退ニ關スル事項
- 五 缺勤及休暇ニ關スル事項

- 六 保健衛生ニ關スル事項
- 七 危害豫防ニ關スル事項
- 八 褒賞及懲戒ニ關スル事項
- 九 解雇及退職ニ關スル事項

前項各號ニ掲グル事項ノ外從業ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ從業規則ニ記載スルコトヲ得

第三條 令第五條第二項ノ許可ノ申請ニハ從業規則ニ依リ得ザル理由竝ニ從業ノ方法及期間ヲ具スベシ

第四條 事業主ノ從業者ニ對シ爲ス指示ガ令第八條若

ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ令第五條第

二項ノ規定ニ依リ受ケタル許可ニ基クモノナルトキ

ハ事業主ハ其ノ旨ヲ從業者ニ明示スベシ

第五條 賃金規則ニハ勞務者ノ賃金ニ關シ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 賃金締切ノ期間竝ニ支拂ノ期日及方法ニ關スル事項
- 二 賃金計算ノ基礎ト爲ルベキ所定就業時間ニ關スル事項
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額ニ關スル事項
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給ノ初給額及最低額ニ關スル事項
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ關スル事項
- 六 手當ヲ支給スルトキハ其ノ名稱及額又ハ率竝ニ給與條件ニ關スル事項
- 七 實物給與ヲ爲ストキハ其ノ種類、數量、評價額及給與條件ニ關スル事項

- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法ニ關スル事項
- 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨ニ關スル事項
- 十 其ノ他賃金ニ關シ必要ナル事項

第六條 給料規則ニハ職員ノ給料ニ關シ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 給料締切ノ期間竝ニ支拂ノ期日及方法ニ關スル事項
- 二 基本給料ノ初給額ニ關スル事項
- 三 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率竝ニ給與條件ニ關スル事項
- 四 實物給與ヲ爲ストキハ其ノ種類、數量、評價額及給與條件ニ關スル事項
- 五 給料ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨ニ關スル事項
- 六 其ノ他給料ニ關シ必要ナル事項
- 七 事業主ノ從業者ニ對スル賃金又ハ給料ノ支拂ガ令第十三條若ハ令第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ令第十一條第二項ノ規定ニ依リ受ケタル許可ニ基キ賃金規則又ハ給料規則ニ依ラザルモノナルトキハ事業主ハ其ノ旨從業者ニ明示スベシ
- 八 昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 昇給期ニ關スル事項
- 二 昇給條件ニ關スル事項
- 三 一回ノ昇給ノ最高額、最低額及標準額ニ關スル事項
- 四 其ノ他昇給ニ關シ必要ナル事項

第九條 令第十一條第二項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニ

及給與條件ニ關スル事項

ハ賃金規則、給料規則又ハ昇給内規ニ依リ得ザル理由並ニ賃金、給料又ハ昇給ノ額又ハ率及給與條件ヲ具スベシ

第十條 事業主從業者ニ對シ實物給與、賞與又ハ臨時給與ヲ支給セントストキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ從業者ニ對シ物品ノ販賣又ハ其ノ委託ヲ爲サントストキ亦同ジ

前項ノ規定ハ賃金規則又ハ給料規則ニ依ル支給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ許可ノ申請書ハ様式第一號乃至第四號ニ依リ賞與又ハ臨時給與ノ支給ニ關スル申請ニハ個人給與額算出基準ヲ添附スベシ

第十一條 事業主ハ令第十條第一項ノ認可アリタルトキヨリ三十日以内ニ賃金彙帳及給料彙帳ヲ作成シ從業者ノ賃金又ハ給料ヲ記載スベシ但シ日雇入ルル從業者ノ賃金又ハ給料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 賃金統制令施行規則第三十六條乃至第三十九條ノ規定ハ賃金彙帳及給料彙帳ニ付之ヲ準用ス但シ同規則第三十六條第六項及第三十八條中地方長官トアルハ厚生大臣トス

第十三條 事業主ハ毎年十一月末日迄ニ左ノ事項ニ付翌年中ニ於テ實施スベキ計畫ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

- 一 職員ノ教養及訓練ニ關スル事項
- 二 幹部勞務者ノ精神訓練及技能教育ニ關スル事項
- 三 青少年勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項
- 四 一般勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項
- 五 從業者ノ體育ニ關スル事項

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消

シ又ハ事業主ニ對シ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

當該重要事業場ニ付令第二條ノ指定アリタル年ニ於テハ第一項ノ認可ヲ受クベキ期限ハ其ノ指定ノ日ヨリ二月以内トス

第十四條 事業主ハ從業者ニシテ青年學校ニ履就スベキモノニ關シ其ノ履就ノ方法ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル履就方法ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 事業主從業者ニ食事ヲ給セントストキハ其ノ施設ノ概要ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消シ又ハ事業主ニ對シ認可ヲ受ケタル施設ノ概要ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 事業主ハ令第二條ノ指定アリタル日ヨリ三十日以内ニ從業者ニ對スル應急診療方法ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル方法ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 厚生大臣ハ常時二百人以上ノ女子從業者ヲ使用スル重要事業場ニ付必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ乳幼児保育ノ施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ事業主ハ從業者ガ作業時間外ニ於テ從業條件其ノ他ニ關シ勞務監理官其ノ他ノ關係官吏ニ面會ヲ求メ、説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ述ブルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十九條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ重要事業場ノ從業者ハ事業主ガ從業條件其ノ他ニ關シ勞務監理官其ノ他ノ關係官吏ニ面會ヲ求メ、説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ述ブルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第二十條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ左ノ官吏ヲ指定ス

- 一 所管勞務監理官タル官吏
- 二 勞務監督官タル官吏
- 三 鑛山監督局ノ鑛務監督官タル官吏

第二十一條 事業主ハ主任勞務擔當者及中央勞務擔當者ニ從業者ニ關スル左ノ事項ヲ擔任セシムベシ

- 一 雇入、解雇其ノ他ノ人事ニ關スル事項
- 二 從業規則ノ制定、變更及運用ニ關スル事項
- 三 賃金、給料及昇給ニ關スル事項
- 四 教養、訓練、體育其ノ他厚生ニ關スル事項
- 五 其ノ他勞務管理上必要ナル事項

第二十二條 事業主ハ令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ翌年中ノ從業者ノ厚生ニ關スル施設ノ計畫ヲ毎年十一月末日迄ニ、計畫實施ノ結果ヲ翌年一月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ

第二十三條 事業主ハ令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ毎月ノ從業者ノ殘業、遅刻、早退、缺勤及懲戒ノ狀況調ヲ翌月十五日迄ニ所管勞務監理官ニ提出スベシ

前項ノ調書ハ様式第五號乃至第七號ニ依ルベシ

第二十四條 事業主左ノ場合ニ於テハ令第二十一條第

從業者(職務者) 殘業狀況 調

事業場名 _____ 事業主氏名 _____

昭和 _____ 年 _____ 月分

區分	性別		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	計
	男	女	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
就業人員	男	女																																
殘業人員	男	女																																
殘業人員率	男	女																																
殘業延時間	男	女																																
殘業者一人平均殘業時間	男	女																																
殘業時間率	男	女																																
備考																																		

- (記載注意)
- 1 本表ハ適宜必要ニ應ジ職場別ニ作成スルコト
 - 2 本表ハ職員ト勞務者ノ別ニ作成スルコト
 - 3 職員ニ關スル調書ナルトキハ括弧内ノ「勞務者」ヲ抹消シ、勞務者ニ關スル調書ナルトキハ括弧内ノ「職員」ヲ抹消スルコト
 - 4 就業人員ハ當日實際ニ就業セル人員ヲ記載スルコト
 - 5 殘業人員率ハ次式ニ依リ計算スルコト

$$\text{殘業人員率} = \frac{\text{殘業人員}}{\text{就業人員}} \times 100$$
 - 6 殘業時間率ハ次式ニ依リ計算スルコト

$$\text{殘業時間率} = \frac{\text{殘業延時間}}{\text{就業時間} \times \text{就業人員}} \times 100$$
 - 7 本表ノ記載事項ニシテ陸海軍大臣ニ依リ軍用資源秘密トシテ指定セラレタルモノハ記載ノ限ニ在ラザルコト

様式第八號(用紙ノ大サハ日本標準規格A7 縦一〇・五寸 横七・四寸)トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交附

厚生省廳府縣又ハ鑛山監督局印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
重要事業場勞務管理令第二十一條 厚生大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ重要事業場ノ勞務管理ノ狀況ニ關シ事業主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ重要事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ當該重要事業場ヲ所管スル勞務監督官ヲ除クノ外其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
重要事業場勞務管理令施行規則第二十五條 令第二十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第八號ニ依ル

(表面)

重要事業場臨檢票

一項ノ規定ニ依リ遲滞ナク地方長官ニ當該事項ノ概況ヲ報告スベシ

一 重要事業場ニ於テ從業者ノ死傷發生シタルトキ

二 重要事業場ニ於テ傳染病發生シタルトキ

三 重要事業場ニ勞働紛議發生シ又ハ其ノ發生ノ虞アリト認ムルトキ

四 從業者ヨリ從業條件其ノ他ニ關シ申入ヲ受ケタルトキ

五 國民徵用令ニ依ル被徵用者ニ關シ傷痕、疾病、死亡、逃走其ノ他長期ニ亘リ從業ヲ爲シ得ザル事故發生シタルトキ

六 從業者ニ減給以上ノ懲戒ヲ加ヘントスルトキ

七 重要事業場ニ於テ不時ノ災害アリタルトキ

八 令又ハ本令ニ基ク厚生大臣ノ命令ニ基キ必要ナル措置ヲ爲シタルトキ

第二十五條 令第二十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第八號ニ依ル

第二十六條 令及本令ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ提出スル報告書又ハ許可若ハ認可ノ申請書ハ所管勞務監督官ヲ經由シ各正副四通ヲ提出スベシ

第二十七條 本令中地方長官トアルハ鑛業又ハ砂鑛業ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十八條 工場法施行規則第二條、第四條及第二十二條中地方長官トアルハ重要事業場ニ付テハ厚生大臣トス

鑛夫就業扶助規則第五條、第六條第二項、第七條、第七條ノ二第二項、同條第三項、第十一條及第十一條ノ二第二項中鑛山監督局長トアルハ重要事業場ニ付テハ厚生大臣トス

付テハ厚生大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民健康保健法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民健康保健法中改正法律は昭和十七年二月十一日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民健康保健法中改正法律

(昭和十七年二月二十日)
法律第三十九號

國民健康保險法中左ノ通改正ス

第十一條第二項ヲ削ル

第十一條ノ二 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ就キ設立委員ヲ選任シ普通國民健康保險組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ設立委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ作り普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ設立ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

設立委員地方長官ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ地方長官ハ規約ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ三 組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ規約ノ作成アリタル時ニ成立ス

第十三條 第十一條ノ規定ニ依ル組合ニ付其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上組合員タル場合ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

第十一條ノ二ノ規定ニ依ル普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十九條ノ四 保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ五 保險醫又ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ二 第十一條ノ二第三項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ普通國民

ルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

第十一條ノ二ノ規定ニ依ル普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ